
教職第2450号
令和5年(2023年)3月7日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長
(各市町村立学校長) 様
北 海 道 教 育 大 学 長
(各 附 属 学 校 長)
各 私 立 学 校 長

北海道教育委員会教育長

「特別非常勤講師の届出について」の一部改正について(通知)

「特別非常勤講師の届出について」(平成10年11月2日付け教職第1129号当職通知)の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、本日から施行するので、通知します。

(教職員局教職員課人事制度・免許係)

現 行

- 1 届出の要件及び範囲
 学校教育の効果的な実施に特に必要があると認められる場合における次の教科等の教授又は実習とする。
 (1)～(6) (略)
 (7) 小学校、特別支援学校の小学部及び義務教育学校の前期課程における外国語活動の一部(法第3条の2第1項第7号及び教育職員免許法施行規則第65条の10参照)
 (8) 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校(幼稚部を除く。)における道徳の一部の教授又は実習(法第3条の2第1項第7号及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第65条の10参照)
 (9) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)における総合的な学習の時間の一部の教授又は実習(法第3条の2第1項第7号及び教育職員免許法施行規則第65条の10参照)
 (新設)
 (10) 小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校(幼稚部及び高等部を除く。)の特別活動のうちクラブ活動の教授又は実習(法第3条の2第1項第7号及び教育職員免許法施行規則第65条の10参照)

- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 届出書の提出
 届出書の提出は、学校区分により次のとおりとする。

学 校 区 分	届 出 者	経 由 機 関	提 出 先
市 町 村 立 学 校 (札幌市立学校を除く。)	市町村教育委員会教育長	当該市町村の区域を管轄する教育局	北海道教育 庁総務政策 局教職員課
札 幌 市 立 学 校	札幌市教育委員会教育長		
道 立 学 校	当該学 校 の 長		
国立大学附属学校	私立学校を設置する学校 法人の理事長		

- 5 (略)
- 6 提出書類
 細則第12条の2の規定により次の書類を提出すること。
 (1) 非常勤講師採用届出書(細則別記第7号様式)
 (2) 履歴書(細則別記第5号様式)
- 7 (略)
- 8 (略)

改 正 後

- 1 届出の要件及び範囲
 学校教育の効果的な実施に特に必要があると認められる場合における次の教科等の教授又は実習とする。
 (1)～(6) (略)
 (7) 小学校、特別支援学校の小学部及び義務教育学校の前期課程における外国語活動の一部(法第3条の2第1項第7号及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第65条の8参照)
 (8) 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校(幼稚部を除く。)における道徳の一部の教授又は実習(法第3条の2第1項第7号及び教育職員免許法施行規則第65条の8参照)
 (9) 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校(幼稚部及び高等部を除く。)における総合的な学習の時間の一部の教授又は実習(法第3条の2第1項第7号及び教育職員免許法施行規則第65条の8参照)
 (10) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部における総合的な探究の時間の一部の教授又は実習(法第3条の2第1項第7号及び教育職員免許法施行規則第65条の8参照)
 (11) 小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校(幼稚部及び高等部を除く。)の特別活動のうちクラブ活動の教授又は実習(法第3条の2第1項第7号及び教育職員免許法施行規則第65条の8参照)

- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 届出書の提出
 届出書の提出は、学校区分により次のとおりとする。

学 校 区 分	届 出 者	経 由 機 関	提 出 先
市 町 村 立 学 校 (札幌市立学校を除く。)	市町村教育委員会教育長	当該市町村の区域を管轄する教育局	北海道教育 庁教職員高 教職員課
札 幌 市 立 学 校	札幌市教育委員会教育長		
道 立 学 校	当該学 校 の 長		
国立大学附属学校	私立学校を設置する学校 法人の理事長		

- 5 (略)
- 6 提出書類
 細則第12条の2の規定により非常勤講師採用届出書(細則別記第7号様式)を提出すること。
- 7 (略)
- 8 (略)

教 職 第 2 4 5 1 号
令和5年(2023年)3月7日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長
(各市町村立学校長(小学校を除く。)) 様
北 海 道 教 育 大 学 長
(各附属学校長(小学校を除く。))
各 私 立 学 校 長 (小 学 校 を 除 く。)

北海道教育委員会教育長

「免許教科外教科担任の許可の申請について」の一部改正について(通知)
「免許教科外教科担任の許可の申請について」(平成4年2月10日付け教職第2022号当職通知)の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、本日から施行するので、通知します。

(教職員局教職員課人事制度・免許係)

改 正 後		現 行																																				
1 (略)		1 (略)																																				
2 (略)		2 (略)																																				
3 申請書の提出 許可の申請は、学校区分に応じ、次のとおりとする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学 校 区 分</th> <th>送 出 機 関</th> <th>提 出 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国立大学附属学校</td> <td>大学の学長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道立学校</td> <td>学校法人の理事長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>私立学校</td> <td>札幌市教育委員会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村立(札幌市立を除く。)の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校</td> <td>当該市町村教育委員会及び当該市町村の区域を管轄する教育局</td> <td>北海道教育庁総務政策局教職員課</td> </tr> <tr> <td>市町村立(札幌市立を除く。)の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程</td> <td>当該市町村教育委員会</td> <td>当該市町村の区域を管轄する教育局</td> </tr> </tbody> </table>	学 校 区 分	送 出 機 関	提 出 先	国立大学附属学校	大学の学長		道立学校	学校法人の理事長		私立学校	札幌市教育委員会		市町村立(札幌市立を除く。)の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校	当該市町村教育委員会及び当該市町村の区域を管轄する教育局	北海道教育庁総務政策局教職員課	市町村立(札幌市立を除く。)の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程	当該市町村教育委員会	当該市町村の区域を管轄する教育局	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学 校 区 分</th> <th>送 出 機 関</th> <th>提 出 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国立大学附属学校</td> <td>大学の学長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道立学校</td> <td>学校法人の理事長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>私立学校</td> <td>札幌市教育委員会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村立(札幌市立を除く。)の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校</td> <td>当該市町村教育委員会及び当該市町村の区域を管轄する教育局</td> <td>北海道教育庁総務政策局教職員課</td> </tr> <tr> <td>市町村立(札幌市立を除く。)の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程</td> <td>当該市町村教育委員会</td> <td>当該市町村の区域を管轄する教育局</td> </tr> </tbody> </table>	学 校 区 分	送 出 機 関	提 出 先	国立大学附属学校	大学の学長		道立学校	学校法人の理事長		私立学校	札幌市教育委員会		市町村立(札幌市立を除く。)の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校	当該市町村教育委員会及び当該市町村の区域を管轄する教育局	北海道教育庁総務政策局教職員課	市町村立(札幌市立を除く。)の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程	当該市町村教育委員会	当該市町村の区域を管轄する教育局
学 校 区 分	送 出 機 関	提 出 先																																				
国立大学附属学校	大学の学長																																					
道立学校	学校法人の理事長																																					
私立学校	札幌市教育委員会																																					
市町村立(札幌市立を除く。)の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校	当該市町村教育委員会及び当該市町村の区域を管轄する教育局	北海道教育庁総務政策局教職員課																																				
市町村立(札幌市立を除く。)の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程	当該市町村教育委員会	当該市町村の区域を管轄する教育局																																				
学 校 区 分	送 出 機 関	提 出 先																																				
国立大学附属学校	大学の学長																																					
道立学校	学校法人の理事長																																					
私立学校	札幌市教育委員会																																					
市町村立(札幌市立を除く。)の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校	当該市町村教育委員会及び当該市町村の区域を管轄する教育局	北海道教育庁総務政策局教職員課																																				
市町村立(札幌市立を除く。)の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程	当該市町村教育委員会	当該市町村の区域を管轄する教育局																																				
4 許可の申請書類 細則附則第13項の規定により、免許教科外教科担任許可申請書(同規則別記第18号様式)を提出すること。		4 許可の申請書類 細則附則第13項の規定により、免許教科外教科担任許可申請書(同規則別記第25号様式)を提出すること。																																				
5 (略)		5 (略)																																				
6 (略)		6 (略)																																				
7 (略)		7 (略)																																				